

# 新型コロナウイルス感染症対応特別貸付

※郵送での受付になります。金融機関からの代行申請も受付けています。委任状は必要ありません。

貸付限度額	運転資金 <u>2,000万円</u>
貸付期間	1000万円まで：7年以内 1000万円超：10年以内 ※据置期間 <u>24か月以内</u> を含む
利 率	利用者負担 0.2%（区負担 1.8%）
信用保証料	全 額 補 助 ※繰上償還等により信用保証協会等から返戻があった場合には、当該額をご返金いただきます。
受 付	令和5年3月31日(金)まで

## 主な資格要件

1. 主たる事業として東京信用保証協会の保証対象業種を営んでいる、中小企業信用保険法で定める中小企業者であること。
2. 法人は登記上の本店所在地が1年以上前から練馬区内にあり、個人事業主は主たる事業所所在地または住所が1年以上前から練馬区内にあること。また、法人・個人事業主とも同一事業を引き続き1年以上営んでいること。
3. 確定申告をしており、個人事業主についてはその事業収入が給与収入を超えていること。
4. 納期の到来した住民税（および軽自動車税）、法人住民税を完納していること。
5. 事業に必要な許認可（届出・登録・許可・認可・免許）等を受けていること。
6. 区からの信用保証料補助金返還請求の対象事業者でないこと。
7. 融資を受ける資金の用途が適正であり、かつ返済能力があること。
8. 練馬区暴力団排除条例に規定する暴力団、暴力団員および暴力団関係者でないこと。
9. 新型コロナウイルス感染症の影響により、直近の1か月の売上額または利益率（売上総利益率または営業利益率）が、前年同月と比較して減少していること。

※区の金利負担は、申込者が資格要件を失うなどの事由により終了します。

※区が負担する金利については、直接金融機関に支払います。

※金融機関の職員が申込みを代行する場合は、営業担当者の方に限ります。

※貸付の審査及び決定は取扱金融機関が行います。



【申込みから貸付決定まで】

融資係	あっせん申込み	申込書に必要書類を添え、融資係宛に郵送します。 ※融資の審査等ご不明な点は、 <u>あらかじめ取扱金融機関にご確認ください。</u>
	紹介票発行	資格要件の確認後、紹介票を送付します。
金融機関	融資申込み	紹介票に必要書類を添え、取扱金融機関に融資を申込みます。 ※必要書類や、保証(保証人、担保、協会保証等)については、 <u>あらかじめ取扱金融機関にお問い合わせください。</u>
	融資の可否決定	金融機関・信用保証協会にて審査が行われ、融資の可否等が決定されます。
	融資の実行	金融機関と契約のうえ貸付を受けます。返済は元金均等・固定金利となります。
融資係	(融資の報告)	(金融機関から、融資の実行額・実行日・信用保証料等の報告があります。)
	保証料補助金の請求手続き	翌月末、請求手続きのご案内が郵送されますので、同封されている請求書・口座振込依頼書に必要事項を記入・押印のうえ、返送します。
	補助金の入金	(締切月の下旬、指定口座に入金されます。)

【申込みに必要な主な書類等】

※書類は返却いたしませんので、記名押印のある書類以外は全てコピーをお送りください。

	個人事業主	法人
1	申込書 (HP からダウンロードしてください) 実印または認印を押印 ※スタンプ印は不可	法人の代表者印(実印)を押印
2	直近の確定申告書 (電子申告の場合はメール詳細の添付のあるもの。税務署の受付が確認できない場合は、所得税(個人)・法人税の納税証明書(その2)が必要です。) および決算書類一式 ・ 白色申告の方は確定申告書と内訳書 ・ 青色申告の方は確定申告書と決算書 (または現金出納帳等の簡易帳簿)	確定申告書と決算書類一式 ※ 特定非営利活動法人では、事業報告書(計算書類・財産目録・年間役員名簿・社員のうち10人以上の者の名簿)、確定申告書(収益事業の場合)が必要です。
3	住民税 (および軽自動車税) の領収書等 ・ 1月1日(1～6月中は前年の1月1日)以前から練馬区に住民登録のある方は、証明書類は不要です。 ただし、納付または口座引落されてから2週間以内の方は、当該領収書や記帳済みの通帳が必要です。 ・ 前項に該当しない方で、住民税非課税の場合は非課税証明書が必要です。 住民税課税の場合は、納期が到来した当年度(4～6月中は前年度)分の住民税領収書(口座引落の場合は記帳済みの通帳)および納税通知書、または納税証明書が必要です。	法人住民税の納税証明書 ※都税事務所等で発行した、直近の決算にかかる法人住民税の納税証明書が必要です。(領収書、納付確認書等では受付できません) ※ 収益事業を行っていない特定非営利活動法人では、免除を受けている証明書が必要です。 ● 練馬都税事務所 (03-3993-2261)
4	住民票 (発行から3か月以内のもの)	履歴事項全部証明書(発行から3か月以内のもの)
5	有効な許認可証・開設届等 (飲食業や理・美容業など許認可や届出が必要な業種のみ)	
6	売上額または利益率 (売上総利益率または営業利益率) が減少していることが分かる書類 ※ 直近の売上額または利益率および前年同月の売上額または利益率がわかる資料(月次試算表・法人事業概況説明書・帳簿等。簡易な表計算ソフトで作成されたものは取扱できません。) ※ 帳簿や試算表などに代わり、税理士の職・氏名・捺印のある比較表等などでも構いません。 ※ 直近の売上額等とは、原則として申込日の前月を指します。	
7	返信用レターパックライト (送付先住所の記入をお願いします。)	
8	郵送用チェックリスト (HP からダウンロードしてください)	

※ 上記のほか、その他の資料が必要となる場合があります。

※ 本件の紹介票には「緊急経済対応特別貸付」と表示されます。

お問い合わせ・申込み

〒176-0001 練馬区練馬 1-17-1 練馬区経済課融資係 電話 03(5984)2673